

小・中学校における採点業務等効率化システムサービス提供業務に係る公募型プロポーザル
手続開始の公示

令和2年7月14日

次のとおり、提案書の提出を招請します。

広島市長 松井 一實

1 業務の概要

(1) 業務名

小・中学校における採点業務等効率化システムサービス提供業務

(2) 業務内容

教員が負担感・多忙感を大きく感じている採点業務において、コンピュータを利用した採点・集計のしくみを導入し、正誤判定の効率化や得点集計作業の省力化、正確性の向上を図ることで、働き方改革に資するものとする。

また、提案が可能であれば、学習管理又は学習支援コンテンツ又は発展的な学びに対応し、個別最適化された学習の推進に資するものとする。

(3) 仕様等

別紙「小・中学校における採点業務等効率化システムサービス提供業務基本仕様書」のとおり

(4) 契約機関

契約締結日から令和3年3月31日（水）

(5) 基本仕様書実現に係る概算事業費

2,970,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

基本仕様書実現に係る事業以外の内容を、「先端的教育用ソフトウェア導入実証事業（EdTech 導入実証事業補助金）」を活用して実施する場合は、上記事業費に加算して補助金制度を活用できるものとし、補助金申請に必要な各種手続きに本市も全面的に協力する。

なお、「先端的教育用ソフトウェア導入実証事業（EdTech 導入実証事業補助金）」が活用できなかった場合は、上記事業費内で提案した内容を実施するか、基本仕様書の内容のみを実施するか、協議の上で決定することから、留意すること。

(6) 事業担当課

広島市教育委員会総務部教育企画課（中区役所6階）

住 所：〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号

電 話：082-504-2479（直通）

F A X：082-504-2509

E-mail：kyo-kikaku@city.hiroshima.lg.jp

2 公募型プロポーザル参加資格

本業務の提案に参加しようとする者（以下、「提案者」という。）は、以下に示す要件をすべて満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 及び広島市契約規則（昭和 39 年規則第 28 号）第 2 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 公募の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (3) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 次のア又はイのいずれかに該当する者であること。

ア 広島市競争入札参加資格「令和 2・3・4 年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「役務の提供の施設維持管理業務を除く役務」の登録種目「30-06 情報処理（コンピュータ関連）」に登録されている者であること。

イ アに該当しない場合は、以下の要件のすべてを満たしている者であること。

- (7) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
 - (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 255 号）に基づく再生手続開始の申立てが行われていない者であること。
 - (9) 暴力団、暴力団員若しくは広島県暴力団排除条例第 19 条第 3 項の規定による公表が現に行われている者、又は暴力団、暴力団員と密接な関係を有する者が経営、運営に関係している団体でないこと。
 - (10) 令和 2 年 7 月 20 日から 31 日までの期間で、アに示す広島市競争入札参加資格審査の申請を行うこと。
- (5) 採点業務等効率化システムを自社で開発しているか、採点業務等効率化システムの販売代理店等に指名されているなど、採点業務等効率化システムの取扱いが可能であること。

3 公募型プロポーザル手続等

(1) 資料等の配布

広島市ホームページ内の「プロポーザル・コンペの案件情報」ページにおいて配布する。ただし、ダウンロードできない等の事情により、これにより難しい場合は次により配布する。

ア 配布場所

上記 1(6)の事業担当課

イ 配布期間

公示日から令和 2 年 7 月 22 日（水）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(2) 参加資格の確認

提案者は、参加資格確認申請書（様式 1）及び必要な添付書類を提出し、参加資格の確認を受けなければならない。確認の結果、参加資格を有すると確認された者に限り、企画提案書を提出することができる。

「先端的教育用ソフトウェア導入実証事業（EdTech 導入実証事業補助金）」活用する場合で、事業者コンソーシアムを構成して補助金の申請する場合は、本事業全体のプロジェクト管理等を行う代表企業との契約を行うこととする。代表企業が、コンソーシアム体制図を作成して各参加者の役割を明確にした上で添付資料として、参加資格確認申請書とともに提出すること。

ア 添付文書

(7) 応募に係る誓約書（様式2）

(i) 業務実績書（様式3）

(7) 広島市税について滞納がないことを証する納税証明書（発行後3か月以内のもの）

※ 市内に事業所がない等の理由により広島市税の納付義務がない場合は、様式2の誓約書において、該当するチェック欄にチェックを入れること。

(e) 消費税及び地方消費税について未納がないことを証する納税証明書（発行後3か月以内のもの）

イ 提出場所

上記1(6)の事業担当課

ウ 提出期限

令和2年7月22日（水） 午後5時15分

注 期限後の提出は受け付けない。

エ 提出方法

(7) 事業担当課に直接提出

(i) 配達証明書付き書留郵便による郵送

注 発送が期限内であっても、到着が期限後となった場合は無効とする。

オ 結果の通知

審査後、速やかに書面にて通知する。

(3) 質問の受付及び回答

ア 提出場所

上記1(6)の事業担当課

イ 提出期限

令和2年7月21日（火） 午後5時15分

ウ 提出方法

質問書（様式4）を作成し、電子メールにて提出すること。

エ 質問に対する回答

質問者に直接回答するとともに、広島市ホームページ（上記3(1)資料等の配布ページと同様）に掲載する。

(4) 提案書及び費用見積書の提出

ア 提出場所

上記1(6)の事業担当課

イ 提出期限

令和2年7月28日（火） 午後5時15分

注 期限後の提出は受け付けない。

ウ 提出方法

- (7) 事業担当課に直接提出
- (8) 配達証明書付き書留郵便による郵送

注 発送が期限内であっても、到着が期限後となった場合は無効とする。

4 受託候補者の決定

(1) 審査方法

企画提案書等及び企画提案書に係るプレゼンテーションを踏まえ、あらかじめ定めた提案の評価基準に従い、小・中学校における採点業務等効率化システムサービス提供業務プロポーザル審査委員会において審査し、最も高い評価値を得た者を受託候補者として決定する。

(2) 評価基準

別紙「小・中学校における採点業務等効率化システムサービス提供業務受託候補者特定基準」に基づき、企画提案書等及びプレゼンテーションの内容を踏まえ評価を行う。

(3) 結果の通知

審査結果については、全ての提案者に結果を書面で通知する（7月下旬を予定）。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金

契約を締結する場合には、契約金額の100分の10以上の契約保証金の納付を要する。ただし、広島市契約規則第31条第1号又は第3号に該当する場合は契約保証金の納付を免除する。

(3) 契約書作成の要否

要する。

(4) その他

公募型プロポーザル説明書による。